

○財務省告示第七十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年四月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年五月十二日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法
価格競争入札発行
（以下「価格競争入札発行」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

| 十 一 発 行 価 格 | 十 一 発 行 日 | 九 振 替 単 位 | 八 最 低 額 面 金 | 七 イ 払 込 金 額 | | | | | | | 六 イ 発 行 額 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|----------------------------|------------------|------------------|------------------|--|--|--|----------------------------|------------------|------------------|------------------|--|---|------------------|----------------------------|------------------|------------------|---|--|--|
| | | | | 行 争 入 札 発 行 | 非 格 競 I | 者 ・ 第 I | 特 別 参 加 | 国 債 市 場 | 入 札 行 | 価 格 競 争 | 行 争 入 札 発 行 | 非 格 競 I | 者 ・ 第 I | 特 別 参 加 | 国 債 市 場 | 入 札 行 | 価 格 競 争 | 行 争 入 札 発 行 | 非 格 競 I | 者 ・ 第 I | 特 別 参 加 | 国 債 市 場 | |
| 平 成 二 十 一 年 四 月 二 十 日 | す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と | の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金 | 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 | 千 万 円 | | | | 二 千 五 百 四 十 四 千 五 百 九 十 一 万 | 四 万 四 千 四 百 六 千 四 十 | 一 兆 七 千 八 百 四 億 六 千 六 百 四 十 | | | | 円 | 額 面 金 額 で 千 百 四 十 七 億 五 千 万 | 億 円 面 金 額 で 一 兆 七 千 八 百 五 十 二 | | | | | 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 | 募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 | 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応 |

